

## 第23回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年 4月25日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |                |                                   |    |
|-----|----------------|-----------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について |                                   |    |
| 第 2 | 会期決定について       |                                   |    |
| 第 3 | 会務報告           |                                   |    |
| 第 4 | 報告第 45号        | 令和3年度標茶町農業委員会業務報告について             |    |
| 第 5 | 報告第 46号        | 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について  | 5件 |
| 第 6 | 報告第 47号        | 農用譲渡申出に係るあっせん結果について               | 1件 |
| 第 7 | 報告第 48号        | 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について             | 1件 |
| 第 8 | 議案第123号        | 農用地の賃貸借に係る合意解約について                | 4件 |
| 第 9 | 議案第124号        | 現況証明願について                         | 3件 |
| 第10 | 議案第125号        | 農業振興地域整備計画の変更について                 | 2件 |
| 第11 | 議案第126号        | 農地法第3条の規定による許可申請について              | 1件 |
| 第12 | 議案第127号        | 農地法第4条の規定による許可申請について              | 1件 |
| 第13 | 議案第128号        | 農用地利用集積計画の作成の要請について               | 5件 |
| 第14 | 議案第129号        | 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について |    |
| 第15 | 議案第130号        | 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について          |    |
| 第16 | 議案第131号        | 令和4年度標茶町農業委員会事業計画について             |    |
| 第17 | 議案第132号        | 農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて        |    |

### ○出席委員(14名)

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君  | 2番 舟山 珠代 君  | 4番 笛木 眞一 君  |
| 5番 嶋中 勝 君   | 6番 津野 斉 君   | 7番 佐瀬日出夫 君  |
| 8番 熊谷 英二 君  | 9番 澁谷 洋 君   | 10番 渡邊 裕義 君 |
| 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 | 13番 平山 正志 君 |
| 14番 小野寺典男 君 | 16番 佐藤 徳市 君 |             |

### ○議事参与の制限を受けた委員(0名)

### ○欠席委員(2名)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 3番 高橋 政寿 君 | 15番 森田 享子 君 |
|------------|-------------|

### ○その他出席者

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 事務局長 村山 尚 君  | 振興係長 和田 千春 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主任 大河原 広 君   |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第23回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時26分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

2番・舟山君 4番・笛木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第23回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第45号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第45号、令和3年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

報告第45号についてご説明させていただきます。

令和3年度標茶町農業委員会業務報告について。

令和3年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

令和3年度標茶町農業委員会業務報告書は別紙のとおりとなっております。

令和3年度標茶町農業委員会業務報告書

## 1. 総会等会議招集の状況

### (1) 総会等会議開催回数

定例総会12回、特別委員会2回、あっせん委員会26回、その他18回。特別委員会につきましては農政部会、農地部会。その他については全体協議会、広報委員会、研修委員会、農地利用状況調査会議等となっております。

### (2) 総会等議案数及び延件数

議案、議案数66件、延件数203件。

報告、議案数24件、延件数55件。

## 2. 農地の移動状況

### (1) 農用地利用集積計画（農号経営基盤強化促進法）に基づく移動

売買（あっせん）、件数、合計23件。面積、617.3ha。

賃貸借、件数、合計105件。面積、1,150.3ha

使用貸借、7件。面積、616.9ha

合計しまして、件数135件。面積2,384.5haとなっております。

### (2) 農地法3条の許可による移動。

一般相対による売買。件数17件。面積222.8ha

使用貸借。件数2件。面積84.6ha

賃貸借。件数2件。面積18.2ha

### (3) 農地法第3条の3に基づく届け出。

こちらは相続の届出等になります。3件、53.8ha。

(4) 農地法第4条の規定に基づく農地転用 1件 1.6ha

(5) 農地法第5条の規定に基づく農地転用 8件 7.3ha

(6) 農地法第18条第6項の規定による合意解約 19件

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認 1件となっております。

## 3. 委員の調査活動内容

調査活動の内容について報告致します。

農地法第3条の調査 21件、委員数21人。

農地法第4条の調査 1件、委員数 3人。

農地法第5条の調査 8件、委員数27人。

農地法第30条の調査 こちらは農地利用状況調査となっております。委員数は16人。

農用地利用集積計画の調査 63件、委員数63人。

農業振興地域整備計画の調査 14件、委員数48人。

現況調査 17件、委員数64人となっております。

## 4. 委任業務関係

### (1) 委任業務の会議開催状況

会議名ですが、農業者経営移譲年金受給説明相談会ですが、こちらにつきましては令和3年度について、実施しておりませんので記載はしていません。

### (2) 委員業務の処理状況

農業経営移譲年金受給裁定請求 1件

特例付加年金裁定請求 2件

農業者老齢年金受給裁定請求 23件  
農業者年金資格喪失届 7件  
通常加入申込・変更等申出書 5件  
政策支援加入申込・変更等申出書 3件  
死亡関係届出 9件  
その他の届出 11件  
農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明 235件となっております。

## 5. その他

贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明 9件  
不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明 10件  
現況証明 17件  
農用地耕作証明 2件  
その他の証明 2件となっております。

この報告書につきましては、承認された後、農業委員会ホームページにて公表していきたいと思  
います。以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第45号は報告のとおり承認されました。

### ◎報告第46号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第46号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっ  
せん委員の指名について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思  
います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第46号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり5件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 69.9ha

指名年月日 令和4年3月28日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、舟山委員、高松委員、澁谷委員

続きまして番号2

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 5.2ha

指名年月日 令和4年4月7日。

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、舟山委員、高橋委員、高松委員、澁谷委員。

続きまして番号3

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 43.4ha

指名年月日 令和4年4月13日。

申出の種類 売買。

指名あっせん委員、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。

なお、番号4から番号5につきましては、指名年月日、指名あっせん委員が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 2.1ha。

申出の種類 賃貸借。

番号5

あっせん申出者 ●●●●、●●●●さん

申出面積 46.5ha。

申出の種類 賃貸借。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号5まで、内容5件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第46号、内容5件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第47号

○会長(佐藤徳市君) 日程第6。報告第47号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第47号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、佐藤松喜委員

報告年月日 令和4年4月13日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上多和34-2

現況地目 畑

面積 4,000㎡ほか1筆 合計面積は5,664㎡

価格 331,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は 自己資金となっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤 徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木 眞一君) 4番・笛木。

報告第47号番号1について報告致します。

令和3年11月1日に、佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行い、価格の決定を致しました。●●●●さんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ました。令和4年4月13日に弥栄国際交流館において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を、●●●●さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第47号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第48号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。報告第48号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第48号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 舟山委員、澁谷委員

報告年月日 令和4年4月6日

借受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西標茶100-1

現況地目 畑

面積 42,558㎡他8筆。

合計面積342,746㎡。

年間賃貸料 232,400円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和5年12月26日までとなっております。

続いて、土地の所在 字西標茶67-1

現況地目 畑

面積 19,987㎡他5筆。

合計面積90,518㎡。

年間賃貸料 96,620円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和5年12月26日までとなっております。

続いて、土地の所在 字西標茶68-14

現況地目 採放地

面積 360㎡他6筆。

合計面積266,394㎡。

年間賃貸料 184,880円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間は 公告の日から令和5年12月26日までとなっております。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松 俊男君） 11番・高松。

報告第48号番号1について報告致します。

あっせん委員に舟山委員、澁谷委員と私が指名されましたので、令和4年4月6日にあっせん委員会を開催しました。この農地は平成30年度から●●●●さんが北海道農業公社より貸付を受けていましたが、●●●●さんの離農に伴い、新規就農の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに賃貸を組み直すこととなりました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第48号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第123号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第123号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第123号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西標茶67-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、19,987㎡他21筆。

合計面積699,658㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成31年2月28日。

契約期間、平成31年2月28日から令和5年12月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和4年4月4日。

土地の引渡し時期、令和4年4月4日となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号2。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上多和原野西1線43-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、14,736㎡ほか3筆、合計面積28,419㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成24年6月4日。

契約期間、平成24年6月4日から令和4年6月3日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和4年3月31日。

土地の引渡し時期、令和4年3月31日となっております。

なお、番号2につきましては、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山 正志君） 13番・平山です。

議案第123号、番号2について説明させていただきます。

4月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については、原案可決されました。

お諮り致します。

番号3から番号4まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号3。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ212-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、257㎡他3筆。

合計面積は、62,423㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年8月31日。

契約期間、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和4年3月28日。

土地の引渡し時期、令和4年3月28日となっております。

なお、番号4につきまして、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ247-6の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、64,611㎡。

契約年月日、平成30年3月31日。

契約期間、平成30年3月31日から令和10年3月30日までとなっております。

なお、番号3から番号4につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松 俊男君） 11番・高松です。

議案第123号、番号3から番号4について説明させていただきます。

4月11日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さん及び●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件については、原案可決されました。

以上をもって、議案123号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第124号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第124号、現況証明願について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第124号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

土地の所在、字クチョロ193。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積 36,576㎡ほか4筆、合計面積は217,570㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

調査年月日、令和4年4月12日。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋 君） 9番・澁谷です。

議案第124号、番号1について報告致します。

4月12日に舟山委員、高橋委員、高松委員と私と事務局より大河原主任で現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は山林となっており、隣接農地とはっきり区別されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字虹別400-20。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積、2,516㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。

調査年月日は、令和4年4月13日となっております。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山 正志君） 13番・平山です。

議案第124号、番号2について報告致します。

4月13日に佐藤松喜委員、笛木委員と事務局より大河原主任で現地調査してまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

土地の所在、チャンベツ原野44-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積、3,481㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査年月日は、令和4年4月12日となっております。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐 やす子君） 12番・甲斐です。

議案第124号、番号3について報告致します。

4月12日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査してまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地は狭い場所で、大型機械が入りづらいということや、袋地のため借りる方がいないなど、今後、農地として利用することが困難ということを確認し、農地、採草放牧地以外であると判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第124号、内容3件は原案可決されました。

#### ◎議案第125号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第125号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第125号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野北2線134-1。

現況地目、原野。

面積、40,897㎡の内16,305㎡他2筆。合計面積は、36,356㎡。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、小野寺委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺 典男君） 14番・小野寺です。

議案第125号、番号1について報告を致します。

4月12日に津野委員、佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の7ページから8ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思えます。

この案件は、標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から植林をしたいとの確認をとっております。

土地の表示及び状況、除外面積は記載のとおり確認しております。現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野 6 6 線137-1。

現況地目、畑。

面積、27,202㎡の内2,050.72㎡。

事業計画の名称、育成舎新築建設。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、育成舎 549.84㎡、エプロン 207㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法 4 条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 番・佐藤松喜君。

○1 番（佐藤松喜君） 1 番・佐藤です。

議案第 1 2 5 号、番号 2 について報告を致します。

4 月 1 3 日に笛木委員、平山委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の 9 ページから 1 4 ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思えます。

この案件は、虹別で営農する●●●●さんが、育成舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 2 5 号、内容 2 件は原案可決されました。

#### ◎議案第 1 2 6 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 1 1。議案第 1 2 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につい

て内容 1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第 1 2 6 号について説明させていただきます。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野基線127-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,205㎡他 3 0 筆。

合計面積、369,578㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、新規法人による農地取得のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で8,000,000円。

世帯員又は構成員、譲受人 2 名。

畑、採放地につきましては、譲受人が369,578㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

番号 1 につきましては、農地所有適格法人要件について審査する必要がありますのでご説明申し上げます。

農地所有適格法人の要件として、形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たす必要があります。

●●●●さんにつきましては、

形態要件 株式会社

事業要件 法人の主たる事業が農業である。

議決権要件 法人の総議決権の過半は、農地の権利提供者及び農業の従事者である。

役員要件 理事等の過半は法人の農業に常時従事する構成員である。

となっております。

以上、番号 1 につきましては津野委員に調査を依頼しておりますので結果について報告願います。

○会長（佐藤徳市君） 6 番・津野君。

○6 番（津野 齊君） 6 番・津野です。

議案第 1 2 6 号、番号 1 について報告致します。

4 月 日に現地調査を行ってまいりました。

譲渡人の●●●●さんは相手方要望により、農地を譲り渡し、譲受人の●●●●さんは新規法人による農地取得するため、今回の申請となりました。

農地所有適格法人の要件である法人形態、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たしていることを確認いたしました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、

許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第126号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第127号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第127号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第127号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野66線137-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,050.72㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、育成舎建設のため。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

育成舎、549.84㎡。

エプロン 248.40㎡。

作業スペース、1,252,48㎡。

調査委員については、佐藤松喜委員、笛木委員委員、平山委員。

調査結果につきましては佐藤松喜委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第127号、番号1について報告致します。

4月13日に笛木委員、平山委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから14ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は多和で営農する●●●●さんで、育成舎建設のため農地の永久転用を申請するものです。詳細については、記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものであることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第127号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第128号

○会長（佐藤徳市君） 日程第13。議案第128号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第128号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和34-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,000㎡他1筆。

合計面積は5,664㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和4年4月28日。

対価の支払期限、令和4年5月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、331,000円。

指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号4まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西標茶100-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、42,558㎡ほか8筆、合計面積342,746㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和4年4月28日から令和5年12月26日まで。

土地の引渡時期、令和4年4月28日。

金額、年間232,400円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3から番号4につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字西標茶68-14。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、360㎡ほか6筆。合計面積、266,394㎡

金額、年間184,880円となっております。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字西標茶67-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,987㎡ほか5筆。合計面積、90,518㎡

金額、年間96,620円となっております。

なお、番号2及び番号3につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上多和原野西1線43-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,708㎡他5筆。

合計面積は 64,548㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年4月28日から令和9年4月27日まで。

土地の引渡時期、令和4年4月28日。

金額、年間206,553円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号5につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山 正志君） 13番・平山です。

議案第128号、番号5について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、4月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

以上をもって、議案第128号、内容5件は原案可決されました。

#### ◎議案第129号

○会長（佐藤 徳市君） 日程第14。議案第129号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第129号について説明させていただきます。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）は、別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第129号は原案可決されました。

#### ◎議案第130号

○会長（佐藤 徳市君） 日程第15。議案第130号、令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第130号について説明をさせていただきます。

令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）は、別紙のとおりとなっております。

なお、説明につきましては先ほどの全体協議会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどを宜しくお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第130号は原案可決されました。

#### ◎議案第131号

○会長（佐藤 徳市君） 日程第16。議案第131号、令和4年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長和田君。

○農地係長（和田千春君） はい。

議案第131号について説明をさせていただきます。

令和4年度標茶町農業委員会事業計画について、令和4年度標茶町農業委員会事業計画を定めたので、承認を求めるものであります。

令和4年度標茶町農業委員会事業計画は、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年4月に標茶町農業委員会の計画として、事業計画を定めているものであります。

計画の概要を読み上げて提案をさせていただきます。

令和4年度標茶町農業委員会事業計画。

### I 農業情勢と課題

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研究制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しています。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正農業委員会法施行から5年が経過し、法令業務・振興業務はもとより、農利用最適化の取り組みに対する更なる活躍が求められています。

このような状況を踏まえ、本会は「農号委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

### II 活動方針

- 1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。
- 2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

### III 活動計画

- 1 担い手の育成・確保対策の推進。
- 2 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消。
- 3 地域に根ざした農政活動の推進。
- 4 農業委員・事務局職員の資質の向上。
- 5 農業委員会の制度の普及及び広報活動の推進

計画の詳細につきましては、記載の通りでございますので、省略致します。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第131号は原案可決されました。

◎議案第132号

○会長(佐藤 徳市君) 日程第17。議案第132号、農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

議案第132号について説明をさせていただきます。

農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(平成29年7月31日制定)を見直すことについて議決を求めるものであります。

農地等の利用最適化の推進に関する指針(案)別紙のとおりであります。

この指針は、年度初めに見直しを行うことを原則とする、とありまして昨年度のものを見直した次第でございます。

主な変更点は、2番目の担い手への農地利用集積について。

(1) 令和4年度～令和9年度の目標、各年度37haとなっております。

これは標茶町耕地面積、28,900haから、公共牧野などの3,500haを除いた、95%の集積率を目指す設定となっております。

10年後の95%を達成するために、毎年集積実績に基づいて計算した値が、今年については37haとなった次第でございます。

主な変更点は以上です。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長(佐藤 徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第132号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤 徳市君) これをもちまして、第23回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤 徳市君） 第23回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時29分閉会）